平成２５年（フ）第２６８号
埼玉県行田市大字長野1783番地５
債務者　竹井　幸雄
１　決定年月日時　平成25年９月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１７２号
愛知県みよし市三好町東山畑71―２　コーポ青木201、住民票上の住所愛知県岡崎市針崎２丁目１番地６
債務者　小野　一樹
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８９号
愛知県知立市八橋町弁財天41番地　林荘Ｄ号、前住所神奈川県川崎市川崎区藤崎２丁目17番９―103号　藤崎マンション
債務者　内藤　栄一
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
福岡県柳川市本城町66番地１　柳城ハイツ205号室、住民票上の住所福岡県柳川市本城町66番地１
債務者　森田　利松
１　決定年月日時　平成25年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１４７４号
札幌市手稲区前田４条10丁目８番24号
債務者　船戸　裕晶
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５４０号
札幌市中央区南13条西22丁目１番25―102号
債務者　澤田　　弘
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６４２号
札幌市中央区南６条西22丁目１番24号　コーポリバーＢ棟112号
債務者　安部　和也
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６５１号
札幌市東区北23条東15丁目２番７―301号
債務者　小野寺雅弘
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６５２号
札幌市東区北23条東15丁目２番７―301号
債務者　小野寺泰子
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６５８号
札幌市白石区川下３条６丁目５番１号　コーポ笹原102号
債務者　伊藤　信夫
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６６４号
住民票上の前住所愛知県岩倉市大山寺町岩塚37番地　グリーンハイツ森山Ｂ棟102号
債務者　伊藤　絵美
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６９０号
札幌市豊平区美園２条５丁目１番17号　ドムス美園２・５―403号
債務者　久米　貢志
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６号
北海道留萌市旭町１丁目２番10号
債務者　鈴木　敏美
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２５年（フ）第３４８号
千葉県流山市南流山８丁目17番地の１　第２千代田マンション606
債務者　山下　政廣
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３７５号
神奈川県平塚市四之宮３丁目６番33―502号　新倉ビル
債務者　吉田　貴光
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３８６号
神奈川県秦野市平沢967番地の２　キャトルセゾンⅡ101号
債務者　野添絵理香
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２８０号
相模原市中央区上溝1355番地１　ラルカンシェル103
債務者　田口　　淳
１　決定年月日時　平成25年９月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部